

## J Aマイカーローン（基金協会保証）

商品概要説明書

（平成27年10月1日現在）

商品名	J Aマイカーローン（基金協会保証）
ご利用 いただける方	<p>○当 J A 管内に居住している、または勤務している方で、下記の融資基準に適合し、当 J A が指定する保証機関（埼玉県農業信用基金協会）の保証が受けられる方。</p> <p>①当 J A の組合員の方または組合員資格が取得可能な方。</p> <p>②お借入時の年齢が満 18 歳以上であり、最終償還時の年齢が満 71 歳未満の方。（ただし、20 歳未満については、農業者、給与所得者であること）</p> <p>③前年度税込年収が 150 万円以上あり継続して安定した収入のある方。（新卒の給与所得者で勤続年数が 1 年未満の場合および親・子・関連会社への転籍が 1 年未満の場合は、「月収×15」が 150 万円以上である方）</p> <p>また、自営業者（農業者は除く）については、前年度税引前所得が 200 万円以上ある方。</p> <p>④勤続（または営業）年数が 1 年以上ある方。</p> <p>ただし、勤続年数が 1 年未満であっても、新卒の農業者、給与所得者は対象となります。</p> <p>⑤地区内同一場所に 1 年以上居住している方。ただし、地区内同一場所 1 年未満の居住者であっても、自己住宅（家族名義を含む）に居住している方は、勤続年数が 3 年以上の場合は可能となります。）</p> <p>○その他当 J A が定める条件を満たしている方。</p>
資金使途	<p>○ご本人または同居のご家族が必要とされる次のご資金が対象となります。ただし、営業用自動車は除きます。</p> <p>①自動車・バイク購入（ともに中古車を含む）のご購入資金またはご購入に付帯する諸費用</p> <p>②自動車等の点検・車検・修理費用、保険掛金に必要なご資金</p> <p>③運転免許の取得資金</p> <p>④カーナビ等のカー用品のご購入資金</p> <p>⑤車庫建設および増改築資金（ただし、お借入金額は 100 万円以内）</p> <p>⑥他金融機関等から借入中の自動車ローンの借換資金（ただし、借入から 1 年以上経過し、延滞等がないこと）</p>

借入金額	○10万円以上 500万円以内（1万円単位） ただし、年間元利金ご返済額の前年度税込年収に対する割合が当J Aの定める範囲内で、かつ所要金額の範囲内とします。
借入期間	○6ヶ月以上7年以内（1か月単位）とします。なお、当J Aの住宅ローン利用者の方は6ヶ月以上10年以内（1か月単位）となります。 ただし、借換資金の場合は、現在借入中の自動車ローンの残存期間とします。
借入利率	○次のいずれかよりご選択いただけます。 <b>【固定金利型】</b> 当初のお借入利率を、完済時まで適用いたします。 <b>【変動金利型】</b> お借入後の利率は、利払日変動方式とし、基準金利改定日の基準金利（短期プライムレート）により、行います。 ○利率は店頭に掲示します。詳細については、当J Aの融資窓口へお問い合わせください。
返済方法	○元利均等返済（毎月の返済額（元金＋利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え年2回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の50%以内、1万円単位です。）のいずれかをご選択いただけます。
担保	○不要です。
保証人	○当J Aが指定する保証機関（埼玉県農業信用基金協会）の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。 ただし、20歳未満のお借入の場合は、当J Aが定める条件を満たす法定代理人を連帯保証人としていただくとともに、「法定代理人の同意書」をいただきます。
保証料	○一括前取り払い・分割払いのいずれかよりご選択いただけます。 ①一括前取り払い（保証料率は農業者0.68%、農業者以外1.18% エコカーの場合は農業者0.58%、農業者0.98%） ご融資時に一括して保証料をお支払いいただきます。 ②分割払い（保証料率は農業者0.70%、農業者以外1.20% エコカーの場合は農業者0.60%、農業者1.00%） ご融資時及び約定返済日の元利金返済にあわせ、保証料をお支払いいただきます。
手数料	○ご融資の際、1,080円の事務手数料（消費税等含む）が必要です。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合本店金融部(電話：048-561-0002)にお申し出ください。 当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

	<p>また、埼玉県農業協同組合中央会が設置・運営する埼玉県 J Aバンク相談所（電話：048－823－7231）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置</p> <p>外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合金融部または埼玉県 J Aバンク相談所にお申し出ください。</p> <p>埼玉弁護士会示談あっせん・仲裁センター（J Aバンク相談所を通じてのご利用となります。上記埼玉県 J Aバンク相談所にお申し出ください。）</p>
その他	<p>○お申込みに際しては、当 J Aおよび当 J Aが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>○印紙税が別途必要となります。</p> <p>○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当 J Aの融資窓口までお問い合わせください。</p>

J Aほくさい